

## 令和4年度教職課程自己点検結果報告書

【推進責任者】教職総合支援センター会議

中項目	小項目	No.	点検の観点 (評価基準)	点検 実施時期	点検結果(要 改善事項の有 無)	特記事項 (要改善事項、優れた取組・成果等)	根拠資料等	備考
②授業科目・教育課程の編成実施	1. 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況	②-1	複数の教職課程間における授業科目の共通開設は、開設に責任を負う学科等の強み・特色を生かしつつ適切に行われているか等	毎年	なし	・教職専門科目の開設方法は法令に適合している。また、教員養成を目的とする教育学部とその他の学部での教職課程において共通に開設する授業科目も設定されており、教育学部が持つ強み・特色を生かした実施体制を構築していることを確認した。	・令和4年度教職課程認定申請書 ・変更届(令和4年度のカリキュラム) ・2022年度授業科目及び担当教員名_2019(平成31年度)～2021(令和3年度)入学生対象科目 ・2022年度授業科目及び担当教員名_2022(令和4年度)入学生対象科目	
④教職員組織	1. 職員の配置状況	④-1	教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか等	毎年	なし	・学務部学務課は、全学の教員養成課程を統括し、人社系学務課は、人文学部、教育学部、人文社会芸術総合研究科、教職実践開発研究科について、芸術系総務・学務課は、芸術文化学部について、理工系学務は、理学部、工学部、都市デザイン学部、理工学研究科について教職課程の事務を所掌している。それぞれの部署には複数人の教職課程に関する知識を有した事務職員が配置されていることを確認した。	・富山大学事務組織規則 ・事務組織図 ・事務職員数	
④教職員組織	3. 教員の配置の状況	④-3	教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)で定められた必要専任教員数を充足しているか等	毎年	なし	・教職課程認定基準で定められた必要な教職専任教員が配置できていることを確認した。	・令和4年度課程認定申請書類 ・変更届(令和4年度のカリキュラム)	
⑤情報公表	1. 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況	⑤-1	法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えているか等	毎年	なし	・大学のホームページのトップページから大学紹介→情報公開の中に教員の養成の状況についての情報として、法令に定められた情報を不足なく掲載していることを確認した。	・教員の養成の状況についての情報 <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/teacher-training/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/teacher-training/</a>	
⑤情報公表	2. 学修成果に関する情報公表の状況	⑤-2	大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか等	毎年	あり	・学生へのアンケートにおいて、実践的な学びの機会や、現場での体験などを求める意見や免許状取得のための制度への理解や情報提供が必要である旨の意見を確認した。	・教員の養成の状況についての情報 <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/teacher-training/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/teacher-training/</a> ・令和4年度教員免許状取得者の自己評価(履修カルテ) ・令和4年度教員志望者等動向調査結果	
⑤情報公表	3. 教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況	⑤-3	根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができているか	毎年	なし	・自己点検・評価に関する情報は、大学トップページ→大学紹介→情報公開の中に教員の養成の状況についての情報において公開していることを確認した。	・教員の養成の状況についての情報 <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/teacher-training/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/teacher-training/</a>	

※注 教職課程の自己点検・評価において、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「教科の指導法に関する科目」を「教職専門科目」という。